

第2次
指宿市滞納整理基本方針
(令和6年度～令和8年度)

令和6年8月
市民生活部 税務課

I はじめに

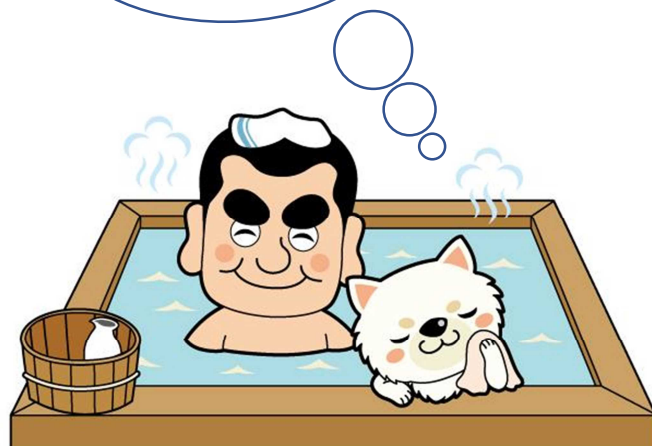
令和3年7月に自主財源の確保と税負担の公平性の観点から、積極的な滞納整理事務を行い、更なる徴収率の向上を目指すため、令和3年度から3年間を実施期間とした「指宿市滞納整理基本方針」（以下「第1次方針」という。）を策定した。

この間、第1次方針に基づく取り組みを行ったが、新型コロナウイルス感染症に伴う徴収猶予の申請が多数あり、令和5年度における市税の徴収率目標値「96.75%」には届かないものの、コロナ禍前の令和元年度と比較すると、一定程度の改善が図られる結果となった。

指宿市経営改善計画にも記載のとおり、経常収支比率や将来負担比率などの財政指標を見ても、本市の財政状況は硬直化が進み、また、更なる人口減少や少子高齢化が見込まれるなど、今後の健全な財政運営に支障をきたす恐れもある。

このようなことから、持続可能な財政運営に向け、より積極的な滞納整理事務を行いながら、更なる徴収率の向上を目指すため、令和6年度から向こう3年間の計画期間とする「第2次指宿市滞納整理基本方針」（以下「第2次方針」という。）を策定するものである。

この社会
あなたの税が
いきている



Ⅱ 第1次方針の取り組み実績及び成果

第1次方針で掲げた、2つの基本方針に基づく具体的な取り組み実績とその成果について検証する。

1 現年度分の徴収強化

- (1) 新規滞納の抑制のため、令和3年度まで年3回としていた徴収強化月間について、令和4年度以降、年4回とし、電話催告や滞納者宅への訪問を実施し徴収強化を図った。また、2種類のカラー封筒を作成し、通常催告と最終催告と使い分けを行いながら、滞納者の目に留まり、手に取ってもらえる工夫を行った。
- (2) 電話や窓口における納税相談等において、口座振替の登録がない納税者について、その都度推進を行った。その結果、令和5年度当初納通発送時における利用者数は、令和2年度の38.93%から0.44ポイント上昇し、39.37%となった。

※ 令和3年度及び令和4年度に作成した催告用封筒



2 滞納繰越分の徴収強化

(1) 10 万円以下の滞納者については、必ず一括納付をお願いし、一括納付が難しく分割する場合は、最長でも 6 月以内に完納となるよう依頼をするとともに、少額分納となっている事案については、必ず納付額の増額をお願いした。なお、分納受付票については、提出を求めず、システムによる管理を行うよう変更し対応することとした。

(2) 令和 5 年度において、地方税法第 48 条（現在は第 739 条の 5）に基づく徴取引継ぎを行い、県と連携を図りながら市においても滞納整理事務を行った。その結果かなりの徴収率向上が見られる結果となった。

【市税の徴収率】

(単位：％)

	R1	R2	R3	R4	R5
現年徴収率	99.19	96.61	98.08	97.72	99.43
繰越徴収率	18.44	15.00	47.29	17.10	39.25
徴収率合計	95.51	93.22	94.83	94.47	96.48

※ 令和 2 年度から令和 4 年度においては、新型コロナウイルス感染症による徴収猶予の申請が多数あり、現年度分の徴収率が低下している。

【国民健康保険税の徴収率】

(単位：％)

	R1	R2	R3	R4	R5
現年徴収率	94.99	95.18	95.74	95.64	95.86
繰越徴収率	19.81	19.68	19.49	18.44	24.67
徴収率合計	81.49	81.47	83.04	83.97	86.89

【市税における滞納繰越調定額の割合】

(単位：千円・％)

	R1	R2	R3	R4	R5
調定額合計	4,490,218	4,391,456	4,245,520	4,393,362	4,464,358
繰越調定計	204,525	182,292	271,416	176,902	218,842
割合	4.55	4.15	6.39	4.03	4.90

※ R5 決算時における徴収猶予分を差し引いた滞納繰越調定額の割合は、3.51 である。

【国民健康保険税における滞納繰越調定額の割合】

(単位：千円・％)

	R1	R2	R3	R4	R5
調定額合計	1,407,119	1,309,277	1,259,212	1,192,834	1,242,078
繰越調定計	252,512	237,691	209,770	180,272	156,525
割合	17.94	18.15	16.66	15.11	12.60

3 滞納処分の強化

- (1) 財産調査については、これまで紙ベースによる調査を行っていたが、令和4年度から預貯金照会システム「DAIS」を活用した調査へ移行しデジタル化を行った。これにより、原則、四半期ごとの調査や随時の調査にいつでも対応できる環境が整ったとともに、時間及び紙資源の省力化を図った。
- (2) 滞納処分については、催告から3月を経過しても連絡等がない滞納者に対し、「3月無反応者に対する差押えのルール化」を徹底したことに伴い、差押人数及び件数について大きく増加した。また、搜索についてもこれまで年1件程度であったが、複数件実施し強化を図った。
- (3) 財産調査の結果、差押可能財産が発見できなかった滞納者について、地方税法等に基づく執行停止を積極的に行い、滞納額の圧縮に努めた。

【滞納処分の状況】

	R1	R2	R3	R4	R5
財産調査	14,651 件	18,861 件	37,834 件	44,813 件	8,115 件
滞納処分	199 件	89 件	69 件	125 件	192 件
	81,955 千円	38,652 千円	52,221 千円	47,551 千円	53,739 千円
執行停止	30 件	33 件	124 件	132 件	173 件
	6,192 千円	38,031 千円	35,264 千円	16,233 千円	35,439 千円
搜索	2 件	1 件	1 件	1 件	4 件

※ 財産調査については、R4にDAISによる全件調査を実施、R5は金額要件による調査を実施したことに伴い減少している。

4 納税相談の充実

- (1) 窓口や電話による納税相談について、生活状況のきめ細やかな聞き取りを行うとともに、状況により地域福祉課や法テラスなど、生活再建の手助けを行いながら、滞納者に対する納税意識の向上を図った。
- (2) 県自治研修センターで開催される特別研修（クレーム対応研修など）に毎年度職員を派遣するとともに、市町村アカデミーで開催された「市町村税徴収事務研修」に1名派遣し、折衝・交渉能力及び滞納整理事務に対する知識の向上に努めた。

Ⅲ 市税等の現状と課題

1 現状

(1) 市税

市税は、市政運営における貴重な一般財源であり、税負担の公平性の観点からも、更なる徴収強化を図る必要がある。

第1次方針に基づく取り組みの結果、一定程度の徴収率の向上が見られたものの、令和5年度における徴収率順位は、県内43市町村中23位、19市中12位となっており、より効果的・効率的な滞納整理事務を行う必要がある。

(2) 国民健康保険税

国民健康保険税は、県に対して支払う国民健康保険事業費納付金の貴重な財源であり、被保険者の健康と安心して医療を受けられる医療体制を維持するため、また、受益者負担の原則の観点からも徴収率向上に向けた取り組みが必須である。

国保における令和5年度における徴収率順位は、県内43市町村中16位、19市中7位となっており、市税と同様に更なる向上を目指す必要がある。

2 課題

人口減少や少子高齢化は、全国的な課題となっており、本市においても歯止めをかけられない状況である。特に、生産人口の減少は、市税収入の減少に拍車をかけるとともに、市民のニーズに対応した行政サービスを維持することが将来的に難しくなる可能性を秘めている。

このような中、市政運営における貴重な財源である市税を最大限確保するため、現年度分の徴収強化を行うとともに、滞納繰越分に対する更なる滞納処分強化に努め、併せて、調定額全体における滞納繰越調定額の縮小を図りながら、少なくとも本市の徴収率を県平均値程度まで向上させることが喫緊の課題である。

【参考】令和5年度 市町村税徴収率

指宿市	96.5%
県平均	97.3%
19市平均	97.5%

IV 目標と今後の取り組み方針

1 目標

- (1) 市税の徴収率については、令和5年度実績の96.48%を最低値とし、令和8年度の目標値を97.50%とする。
- (2) 国保税についても市税と同様に、令和5年度実績の86.91%を最低値とし、令和8年度の目標値を87.90%とする。
- (3) 市税及び国保税の全体の調定額に占めるそれぞれの滞納繰越分調定額の割合について、**市税の目標値を2%、国保税の目標値を11.2%とする。**

※ (1)及び(2)について、令和5年度実績のプラス1%で設定

2 今後の取り組み方針

(1) 現年度分の徴収強化

市税全体の調定額における現年度分の割合は、95%を超えており、翌年度へ繰り越さないための方策が重要であることを踏まえ、次のとおり強化を図ることとする。

① 徴収強化月間の設定（継続）

令和4年度以降、年4回行い徴収強化を図ってきたことから、今後も同様に継続し、集中した電話催告や催告等を実施する。

② 口座振替の推進（継続）

電話や窓口における納税相談時において、口座振替を行っていない納税者に対して必ず推進する。

③ SMSを活用した納税催告（新規）

ショート・メッセージ・サービスを活用した納税催告の導入について、調査・研究を行い導入に向けた検討を行う。

(2) 滞納繰越分の徴収強化

滞納繰越分について、早期に完納となるよう、毅然とした姿勢で対応し、的確に滞納者の生活状況等の把握を行いながら、より効果的な事務に努め、滞納額の圧縮を図る。

① 少額未納者に対する対応（継続）

未納額が少額（10 万円以下）の者については，必ず一括での納付をお願いするとともに，最低でも半年以内に完納となるような金額設定を行う。

② 分割納付に対する対応（継続）

分納期間を最長でも 6 月に区切るとともに，更新の度に生活状況を把握し収入に応じた増額要請を行う。

③ 高額滞納者に対する対応（継続）

未納額が 30 万円以上の者についてはヒアリングを行い，今後の方針について係員で協議のうえ徴収強化を図る。

(3) 滞納処分の強化

税負担の公平性の観点から，納税意欲のない滞納者に対しては毅然とした姿勢で対応し，「とる・おさえる・おとす」の峻別を行い滞納額の圧縮に努め，更なる徴収強化を図る。

① 財産調査の強化（継続）

年間を通じた財産調査を行い，差押可能財産の発見に努め，分割納付中であっても差押を検討・執行する。

② 滞納処分の強化（継続）

催告に対して相談等がない場合は，財産調査により判明した財産に対する差押を執行する。また，財産が発見されない場合は，搜索の実施を検討し処分の強化を図る。

また，換価に有効な不動産を有している場合は，差押を実施し，滞納額の解消に向かう納税がない場合は，不動産公売を実施する。

③ 執行停止の強化（継続）

差押可能財産がない場合は，地方税法及び指宿市滞納処分の執行停止に関する要綱による執行停止を行い，現年度分も含めた滞納額の圧縮に努める。

④ 市外転出者への処分強化（継続）

未納がある市外転出者について，徹底した財産調査を行うとともに滞納処分及び実態調査を踏まえた県内徴収等の強化を図る。

(4) 納税相談及び納税環境の充実

電話や窓口での納税相談について、相談しやすい雰囲気づくりに努め、滞納者自らが話したくなる場の提供を目指し、また、納付機会の拡大に努めながら納税しやすい環境づくりに努める。

① きめ細かな納税相談の実施（継続）

滞納者の生活状況を的確に把握し、納付困難と判断される場合は、地域福祉課や法テラスなどの紹介を行い生活再建の手助けを行う。

② 窓口対応力の向上（継続）

県自治研修センターで実施される特別研修などへ積極的に参加し、納税係職員の折衝・交渉能力の向上に努める。

③ 口座振替のデジタル化（新規）

業務の効率化と住民サービスの向上のため、口座振替についてペイジー口座振替受付サービス及び口座振替のWeb化について調査・研究を行い、納付機会の拡充について検討する。

V おわりに

前述したとおり、本市の財政状況は非常に厳しく、経常収支比率をみても自由に使える一般財源の割合が1割もない状況であり、今後の市政を運営するうえで必要となる自主財源の確保は喫緊の課題である。

このような中、市の歳入の根幹をなす市税の確保は、各種の事業を展開する上で必要不可欠であり、また、納税者に対する税負担の公平性の観点からも、納税意識の向上を図りながら滞納額の圧縮を図る必要がある。

納税は自主納付が大原則である。差押や搜索などは最終手段であり、一人でも多くの滞納者が「納期内納付」となるよう、納税係を中心に組み込まなければならない。

これからの3年間において、税務課職員が一丸となり第2次方針に掲げた目標を達成できるよう日々邁進していきたい。